

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様  
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 30 日まで）における  
市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び教職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 9 日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和 3 年 9 月 30 日までとされました。

そのため、本市における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応については、「緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 12 日まで）における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について」（令和 3 年 8 月 20 日 こ保運第 767 号）で示した取り扱いを、令和 3 年 9 月 30 日まで継続することとします。

また、市内の幼稚園等から園児や職員の感染について御報告いただいた件数は、4 月から 7 月は月に 10 園前後でしたが、8 月は約 50 園と急増しています。保護者の皆様にもこのような状況を御理解いただくために、保護者あて通知にも同様の内容を記載しています。

このような感染拡大の状況を踏まえ、保護者あて通知には、園児に発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には市型預かり保育等の利用を控えることへの御協力に加え、家庭内感染も増えているため、同居家族に感染が疑われる場合にも、可能な限りご家庭での保育に御協力いただくよう記載しています。しかし、ご家庭によっては、日頃から持病等をお持ちの方や、家庭での保育が困難な状況があることから、一律に預からないといったことのないよう、園児や保護者の状況を丁寧に聞き取り、ご対応いただくようお願いいたします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

1 「園児の預かり」及び「利用料（市型預かり保育の満 3 歳児の利用及び 2 歳児受入れ推進事業のみ）」について

令和 3 年 8 月 20 日（こ保運第 767 号）で示した取り扱いを継続することとします。

## 2 市型預かり保育事業等の補助金について

市型預かり保育事業等を利用していたにも関わらず、感染拡大防止の観点から利用を控えた結果、9月に1日も利用しなかった園児についても、補助対象とします。

次の方法で在園児名簿を作成し、請求してください。

■在園児名簿の利用日数欄には「0（ゼロ）」、備考欄には「自粛」と記入し、その園児分も含めて補助金を請求してください。

## 3 添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言の延長（令和3年9月30日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（依頼）」

※保護者から雇用主等向けにお渡しする書類もお渡しくださいますようお願いいたします。

## 4 参考資料

- ・「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について」（令和3年8月20日 こ保運第767号）

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp